

浜松市公告第 324 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から 4 月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 13 日

浜松市長 中野 祐介

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

リベロ三島店

浜松市中央区三島町字寺東 487 番地 5 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社 渡辺産業

代表取締役 渡邊 吏

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗内において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
株式会社タカラ・エムシー	9 時00 分	20 時00 分
ALMEIDA FUTAMI ELIANE	10 時00 分	20 時00 分

(変更後)

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
株式会社タカラ・エムシー	7時00 分	20 時00 分
ALMEIDA FUTAMI ELIANE	10 時00 分	20 時00 分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 8 時30 分から20 時30 分まで

(変更後) 6 時30 分から20 時30 分まで

4 変更年月日

令和8年7月1日

5 届出年月日

令和8年5月8日